

奈良県告示第二百五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

令和六年十月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 名称 下市特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 大字善城と大字原谷の境界と国道三〇九号線との交点を起点とし、大字原谷と大字仔邑の境界を東進し、大字原谷と大字栃本の境界点に至り、同所から大字栃本と大字仔邑の境界及び大字栃本と大字広橋の境界を南進し、大字栃本と大字石堂谷の境界点に至り、大字石堂谷と大字広橋の境界を南進し、同所から大字石堂谷と大字長谷の境界を南西進し、大字石堂谷と大字梨子堂の境界点に至り、同所から大字梨子堂と大字長谷の境界を南西進し、北進し、大字梨子堂と大字平原との境界点に至り、同所から大字平原と五條市の境界を西進し、北進し、大字平原と大字栃原との境界点に至り、同所から大字平原と大字栃原の境界を北東進し、大字平原と大字原谷との境界点に至り、同所から大字原谷と大字栃原の境界を北東進し、大字原谷と大字下市の境界を東進し、大字原谷と大字善城との境界点に至り、同所から大字善城と大字下市、大字阿知賀、大字小路及び大字仔邑の各境界を通り起点に至る一円の区域（別紙の表示区域）

三 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

